

四国中央市公告第1号

四国中央市こども計画策定に係るニーズ調査等業務公募型プロポーザルの実施について

四国中央市こども計画策定に係るニーズ調査等業務に係る受託者の募集及び選定に関し、次のとおり公告する。

令和6年1月5日

四国中央市長 篠原 実

1 業務の概要

(1) 業務名

四国中央市こども計画策定に係るニーズ調査等業務

(2) 業務の内容

こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項に規定する市町村こども計画及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条第1項に規定する第三期四国中央市子ども・子育て支援事業計画を一体のものとして、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする四国中央市こども計画を策定するに当たり、子ども、子育て家庭、若者などの市民の意識、生活環境及び子育てサービスに関するニーズを把握するための調査を実施し、集計し、及び分析するものである。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年7月31日（水）まで

(4) 予定価格

7,810,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 参加資格

本業務の公募に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。

(2) 四国内に本店、支店又は事務所を有し、入札参加資格審査申請書（令和5・6年度四国中央市建設工事等入札参加資格審査申請書（業務委託）をいう。以下同じ。）を提出している者又は入札参加資格審査申請書を令和6年1月23日（火）までに提出し、本業務の参加表明書提出日の前日までに入札参加資格を有していること。

(3) 参加表明書の提出期限の日から契約締結の日までの間において、四国中央市建設

工事等入札参加資格停止措置要綱（平成16年四国中央市告示35号）に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役員若しくは使用人を有する団体又はこれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 本年を含む過去5年間で官公庁において、子ども・子育て支援事業計画又は福祉関係計画に関するニーズ調査等の受託の実績があること。

3 手続等

(1) 担当部局

四国中央市役所福祉部こども家庭課

住所 〒799-0497 愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号

電話番号 0896-28-6027

FAX番号 0896-28-6031

Eメールアドレス kodomoka@city.shikokuchuo.ehime.jp

(2) 実施要領の交付期間、場所及び方法

公告の日から令和6年1月26日（金）までの期間において、市公式ホームページからダウンロードすること。

なお、追加資料を交付する必要がある場合は、参加表明のあった者に限り担当部局から別途交付するものとする。

(3) 参加表明書の提出

公告の日から令和6年1月26日（金）まで（四国中央市の休日を定める条例（平成16年四国中央市条例第3号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時までに上記(1)の担当部局に持参、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）の方法により提出すること。

(4) 企画提案書及び価格提案書の提出

令和6年2月1日（木）から令和6年2月13日（火）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時までに上記(1)の担当部局に持参、書留郵便又は信書便の方法により提出すること。

4 選定委員会

本業務の受託者の選定に当たっては、四国中央市こども計画策定に係るニーズ調査等業務受託者選定委員会において、優先交渉権者を選定するものとする。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。
- (2) 質疑応答の窓口は、上記3(1)の担当部局とする。
- (3) プロポーザルに要する費用は、全て提案事業者の負担とする。
- (4) その他詳細については、四国中央市こども計画策定に係るニーズ調査等業務公募型プロポーザル実施要領による。